

静岡県本庁舎広告付情報案内板設置事業仕様書

静岡県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、令和7年 月 日付けで締結した「静岡県本庁舎広告付情報案内板設置事業契約」については、契約書に定めるもののほか、この仕様書の定めるところとする。

1 業務の概要

- （１）事業者が、情報案内板を作成し設置する。なお、その案内板に、民間企業等の広告主を募集し、広告を掲出できるものとする。
- （２）事業者は、広告主の募集・決定、広告の事前確認、その他広告主との調整など広告掲出に係る一切の業務を行うこととする。
- （３）事業者は案内板の作成・設置・撤去・データ更新等に関する一切の費用を負担すること。

2 広告付情報案内板本体の仕様

- （１）設置場所 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県庁東館2階ロビー（別紙1参照）
- （２）設置面積 概ね次の範囲内とする。
約3,000mm(幅)×約2,200mm(高さ)×約800mm(奥行)
- （３）規 格
 - ア 本体はキャスター可動式かつ自立式とし、地震等の際の転倒防止措置を講じること。なお、万一事故等が発生した場合は、事業者の責任において対応すること。また、転倒防止措置は躯体へのアンカー固定等の方法によることとする。なお、1㎡あたり200kg未満の荷重とすること。
 - イ 地図枠に係る照明の光源は、LEDバックライト仕様とする。
 - ウ 照明は、タイマー等により自動点灯、自動消灯ができるものとする。また、状況に応じて、県が電源の入切及び調光できるものであること。
 - エ 電源の入切及び音量の調整は簡易にできるものであること。また、状況に応じて、県が調整等をできるものであること。ただし、原則として広告画面の音声は流さないものとする。
 - オ 色合い・デザイン等については色覚障がい者に配慮するとともに、静岡県庁への来庁者がくつろぐロビーへ設置することを考慮すること。
 - カ 本体は角などが鋭利にならないデザインとすること。

3 掲出内容等

- （１）掲出内容は地図枠、県政情報枠（行政・観光情報）及び広告枠とする（別紙2参照）。
 - ア 地図枠については、次のとおりとする。
 - （ア）本庁舎周辺地図については必ず掲載すること。また、当該地図内にある公共施設

や鉄道駅、災害時の避難場所、観光地情報等主要な情報をわかりやすく表示すること。なお、色覚に障がいのある方に対応した地図とすること。

(イ) 国土地理院の地図をベースに作成すること。

(ウ) 地図情報は随時確認を行い、変更が生じた場合は1年度に1回以上、張替えを行うこと。

イ 県政情報枠（行政・観光情報）については、次のとおりとする。

(ア) 動画及び静止画の双方が掲出できるものとする。

(イ) 液晶モニターの大きさは45インチ以上とすること。

(ウ) データ更新は、ネットワーク（無線）等使用による更新やUSBメモリ等で読み込み更新を行うなどの手法により、簡易な作業で画像等の精度維持が可能な仕様とすること。なお、掲載情報の更新は1ヶ月に1回（5枠程度）を想定するとともに、修正や不具合には迅速に対応できるものであること。

ウ 広告枠

(ア) 広告枠の面積は、案内板本体前面の30%程度（以内）とすること。

(イ) 広告内容等については、「静岡県本庁舎広告掲示事業実施要領（別紙3）」、「静岡県本庁舎広告掲示基準（別紙4）」を遵守し、広告掲出前に県の事前審査を受けること。

(2) 稼働期間は、土日及び国民の祝日、年末年始の休日等閉庁日を除く、本庁舎の開庁時間（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、開庁時間の変更等に伴い、臨時に延長又は短縮できるものとする。

(3) 可能な範囲で、携帯電話（モバイル）との連携ができるようにすること。

(4) 本体の空きスペースにパンフレットラック（県政・観光情報用）を設置すること。

4 広告付情報案内板設置事業者の責務

(1) 設置事業者は、当該案内板及び案内板に掲載する広告の内容等について、一切の責任を負うものとする。

(2) 設置事業者は、広告掲載までに、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないことを確認し、広告の内容等に関する知的所有権その他一切の権利について、必要な処置を講じなければならない。

(3) 設置事業者は、広告について第三者から苦情、被害等損害の請求や申立てがなされた場合は、設置事業者の責任及び負担において解決するものとし、県は一切の責任及び負担を負わない。

(4) 設置事業者は、当該案内板及び広告に起因して県に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。

(5) 設置事業者は、当該案内板及び広告に係る一切の権利について、第三者への譲渡、転貸、担保差入その他の行為をその形態の如何を問わず行ってはならない。

(6) 設置事業者は、掲載広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、民間事業者等の広告欄であることを明記し、県が推奨・関知するものではないことも明記すること。また、広告枠に、「この広告による広告料は、案内板維持管理費の一部とし

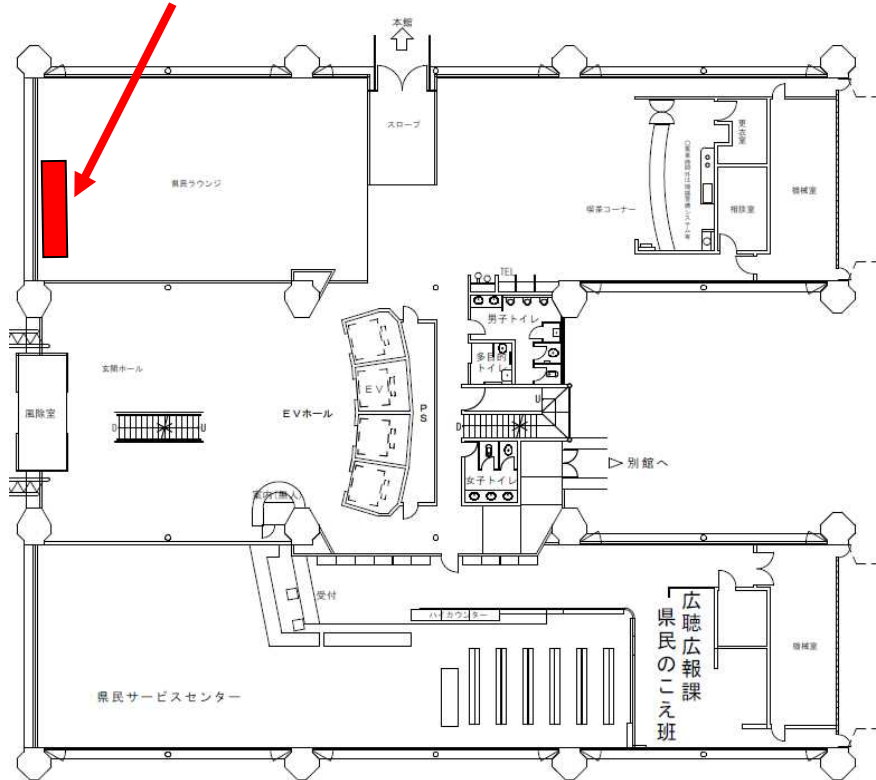
- て活用されています。」と示すこと。必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関する事、その他必要な事項についても明記すること。
- (7) 配線等についても、庁舎の美観及び安全を損なわない方法とすること。

5 その他

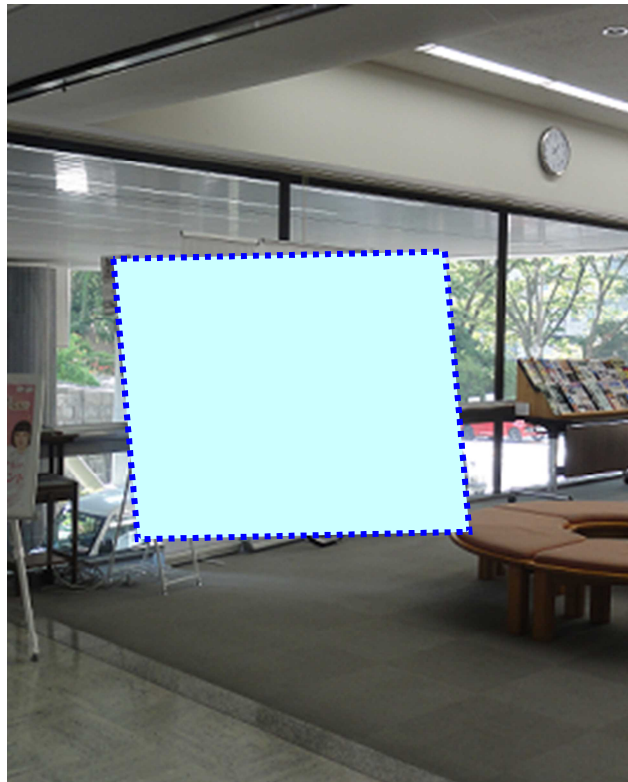
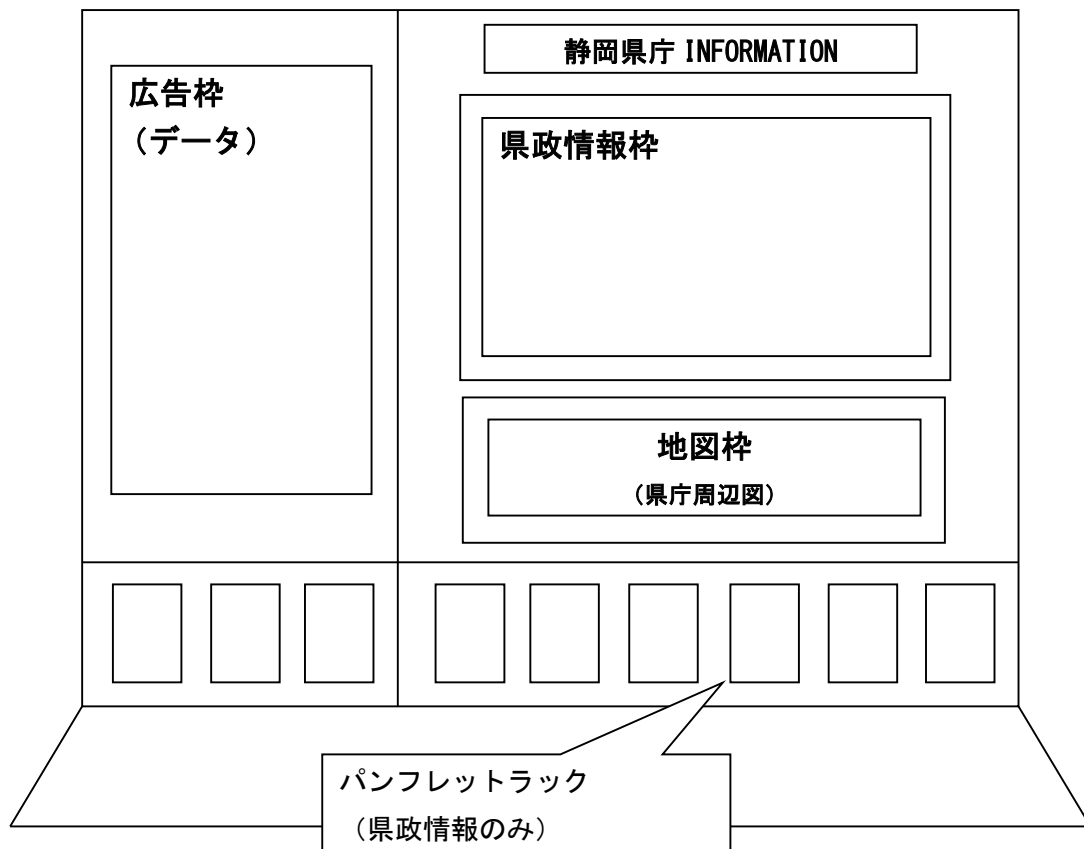
- (1) 設置工事及び関連する電気配線工事、転倒防止工事等については、事前に県に協議を行い承認を得たうえで実施すること。
- (2) 設置する案内板は出来るだけ省エネ対策を考慮したものとする事。
- (3) 乙は、業務を主として担当する職員を定め、様式第1号により甲にその氏名等必要な事項を通知すること。主任担当者を変更した時も同様とする。

位 置 図（静岡県庁東館 2 階）

広告付情報案内板 設置予定箇所



掲出内容イメージ



主 任 担 当 者 通 知 書

令和 年 月 日

静岡県知事 様

所在地
名 称
代表者

印

次のとおり、主任担当者を定めましたので通知します。

- 1 受託業務名 静岡県本庁舎広告付情報案内板設置事業
- 2 主任担当者

所 属 名

補 職

氏 名

電話番号